

こんなときは**14日以内**に届け出を！

知っておきたい 国保の ポイント

国保の届け出、お済みですか？

国民健康保険(国保)は、いざというときの病气やケガに備えて加入者がお金を出し合い、必要な医療費にあてる助け合いの制度です。

国保に加入するとき、やめるとき、また家族に異動があったときなどは、必ず届け出をしてください。

● 国保に加入するのはこんなとき

	手続きに必要なもの
他の市町村から転入してきたとき	印鑑 (転入手続きをした後に加入手続きをしてください)
職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険を脱退した証明書、印鑑
家族の健康保険の被扶養者資格を喪失したとき	被扶養者資格喪失証明書、印鑑
子どもが生まれたとき	保護者の保険証、印鑑
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑

● 国保を脱退するのはこんなとき

	手続きに必要なもの
他の市町村に転出するとき	保険証、印鑑
職場の健康保険に加入したとき	保険証 (国保と加入した健康保険)、印鑑
家族の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、保険証、印鑑

● こんなときも届け出が必要です

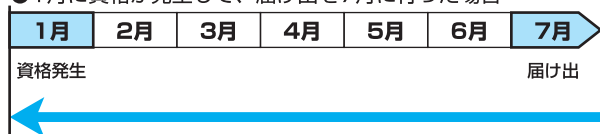
	手続きに必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	保険証、印鑑
世帯構成に変更があったとき	
修学のため、他の市町村に住所を移したとき	保険証、在学(園)証明書、印鑑
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	本人であることを証明するもの (使えなくなった保険証、運転免許証など)、印鑑

加入の届け出

が遅れると…

加入資格が発生した時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、**その間の医療費は一旦全額自己負担となります。**

● 1月に資格が発生して、届け出を7月に行った場合



脱退の届け出

が遅れると…

- 届出がされるまでの間、国保税が請求されます。(届出後に精算することになります。)
- 資格喪失日以降に国保の保険証を使用して診療を受けた場合、国保で受診した分の医療費を返納していただくことになります。

問合せ 保険課 国保年金グループ ☎029-288-3111 (内線372)